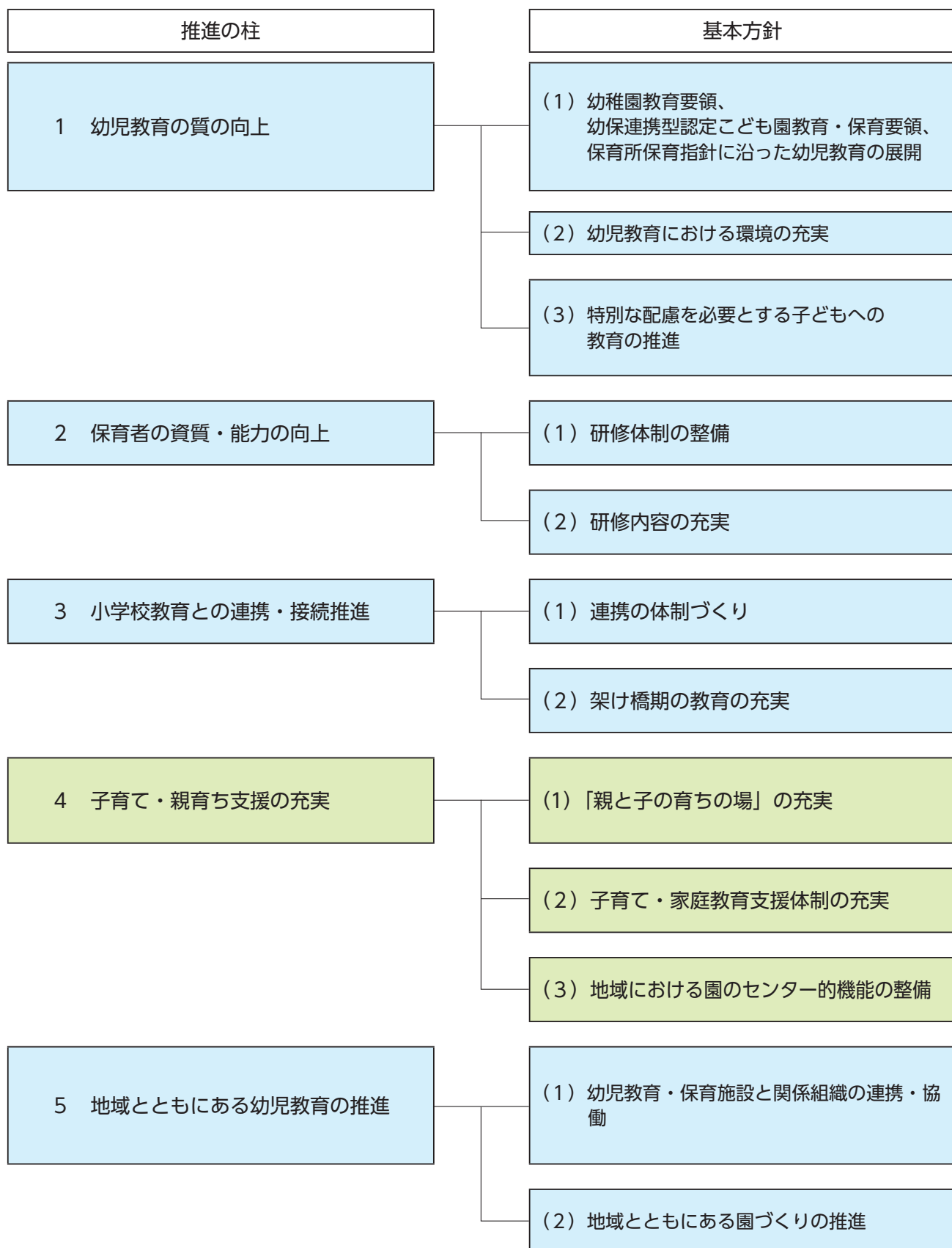




推進の柱 4 子育て・親育ち支援の充実

【体系表】



家庭教育を支える取組を進めましょう



目 標

- ①幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践
- ②教育・保育内容の充実
- ③自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

①幼児教育における環境の整備・改善

- ①支援体制の整備・充実
- ②個別的教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携・協働

- ①体系的な研修計画の整備・充実
- ②組織的・計画的な研修の推進

- ①専門性の向上のための研修の充実
- ②地域における学び合いの場づくり

- ①持続可能な連携の体制づくり ～組織をつなぐ～
- ②連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

- ①架け橋期のカリキュラムへの発展 ～教育をつなぐ～
- ②幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

- ①多様な場を活用した交流機会の提供
- ②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③親と子の生活習慣づくりの支援

- ①関係機関と連携した子育て・家庭教育支援体制の充実
- ②家庭や地域における子育て・家庭教育支援体制の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ①連携体制の整備
- ②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定・改訂
- ③多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ①地域資源の積極的な活用
- ②子どもとともに育む地域づくり

「親と子の育ちの場」としての園の機能や特性を生かし、家庭を支える子育て支援体制の充実に努めましょう。



4 子育て・親育ち支援の充実

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに喜びと自信を感じ、ゆとりをもち安心して子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操、自分自身や命を大切にする心や思いやりの心、社会性や基本的生活習慣などが育まれます。家庭は、子どもたちの自己肯定感や人格形成において大きな役割を担っており、保護者と共に子どもの育ちを支えていく取組を推進していく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士がつながりをもち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 保護者同士の仲間づくりの支援
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」活用の推進（ファシリテーター派遣等）
- 子育て支援や交流活動等の情報提供
- 地域の人材・資源を活用した親・子の居場所や遊び場づくりを行う市町村を支援
- 関係課との連携

【市町村・設置者】

- 保護者同士の仲間づくりを推進しましょう。
- 保護者の交流の場や機会・情報を提供しましょう。
- 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援をしましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 保育参観や保育参加（＊）の機会を提供しましょう。
- 空いた保育室や園舎、園庭等を開放しましょう。
- 保護者同士の交流の場を設けたり情報を提供したりしましょう。
- 自主的活動を支援し、保護者の力が発揮できる場をつくりましょう。
- 園の保護者同士がつながるための取組を進めましょう。

＊ 保育参加・・・参観するだけでなく、子どもをより理解するために、保護者が保育に主体的に参加すること



教育基本法

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（第10条第1項）

施策

とっとり子育て親育ちプログラム

保護者同士の仲間づくりを応援します

本プログラムは参加型の研修です。子育てや家庭教育について学んだり語り合ったりする中で、子育てについて振り返るとともに、保護者自身の自己肯定感を高める研修にご活用ください。なお、本プログラムを活用した研修には、ファシリテーターを無料で派遣します。



【活用場面】

- 学年・学級懇談会
- PTA研修会
- 園や小学校での保護者会
- 就学前健康診断
- 入学説明会
- 企業内研修会
- 地域懇談会 等

【プログラム例】

- ◇ 子育ては大変？楽しい？
- ◇ もうすぐ入学、何をしたらいい？
- ◇ 子どもが育つステキな言葉
- ◇ 我が家のルール ベスト3
- ◇ メディアとの付き合い方って？



問い合わせ先：鳥取県教育委員会社会教育課

地域における保護者同士の交流の場や情報提供の取組

子育ての早い段階からつながりを構築し、子育ての悩み・不安の軽減を図ることを目的とした乳児子育て・親育ち講座の開催、子育てに関する情報収集や提供、相談や遊びの支援が行われています。



現役保育士や小児科医等による乳児子育て・親育ち講座



公園マップ・リーフレットの作成や配布

【園の保護者同士がつながる取組】

小学校等や園、市町村が主催する園の保護者同士の合同研修会や交流会、地域の教育を語る会等行われています。



オープンスクールにおいて園と小学校の保護者が教育を語る会



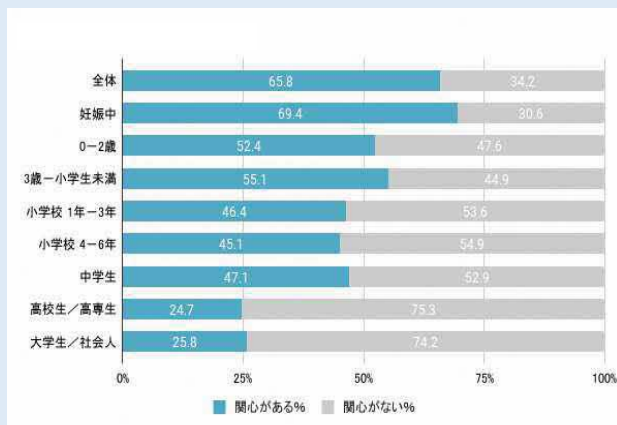
園における子育て研修会

POINT

就学に向けての話など、子育てについて気軽に相談したり、語り合ったりできる場を提供し、保護者の仲間づくりの取組を推進しましょう。



◆「家庭教育」支援の関心の有無と末子の年齢



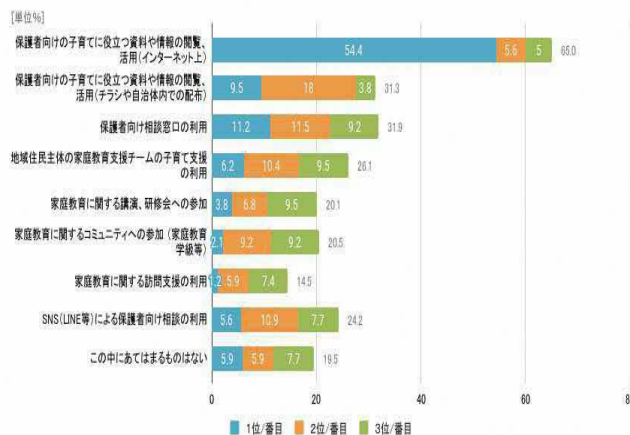
末子の年齢によって「家庭教育」支援の関心の度合いに違いがあるか調べるため、クロス分析を行った結果、子どもの年齢が低いほど、「家庭教育」支援に関心をもつ割合が高いことが示されました。小さな子どもをもつ親ほど家庭教育支援の必要性を感じる場面が多い可能性が考えられます。

「令和6年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」（文科省委託事業）

◆関心のある「家庭教育」支援内容と優先順位

⑦関心がある場合、具体的にどのような「家庭教育」支援に関心がありますか。特に関心のある項目を最大3つまで選んで順位をつけてください。（複数回答）

※⑥において「関心がある」を選択した者を対象にしている(n=338)



POINT

子育てに関するツールや相談できる窓口の整備が最も重要で、専門家や行政担当者、さらには同じ境遇の家庭とつながれる場やコミュニティに参加できる場の設置が求められています。

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

保護者が家庭教育の重要性について理解を深め、喜びと自信を感じながら子育てができるよう、保護者の学習機会の充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

○家庭教育の重要性の発信

- ・とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」（生活習慣を身につけよう・生きる力を育てよう・家族の時間をつくろう・広い心で受け止めよう）を中心とした啓発活動
- ・子育て支援・家庭教育、人権教育に関する情報の提供と研修の充実
- ・家庭教育アドバイザー（＊）の保護者会等への派遣

○読書活動の推進

- ・家庭における読み聞かせ等の推進
- ・鳥取県子ども読書アドバイザーの保護者研修会への派遣

○ＩＣＴに関する学びの場の提供

- ・県職員による保護者研修会等への出前説明会の実施
- ・保護者研修会への講師派遣

【市町村・設置者】

○家庭教育に関する研修会を実施しましょう。

- ・子育ての基本的な知識や技能、親の役割や責任を学ぶ場の提供

○家庭教育に関する学習機会や子育て支援に関する情報を提供しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

○家庭教育に関する保護者研修会を実施しましょう。

- ・乳幼児の心と体の発達の理解
- ・親としての関わり方・役割 等

○園の経営方針や取組について積極的に伝え、園と家庭との相互理解を深めていきましょう。

○保育参観や保育参加の機会を提供しましょう。

○保護者が気軽に相談できる雰囲気をつくり、積極的に保護者に声かけをしましょう。

○子育て支援に関する情報や子育てに関する学習の機会を提供しましょう。

○親子読書の機会を設けましょう。

- ・絵本の貸出し
- ・親子読み聞かせ体験
- ・絵本の紹介 等

○親子の触れ合いを勧めましょう。

○子育てを楽しむ保護者の声を積極的に伝えましょう。

【小学校等】

○就学児の保護者に向けて小学校等の生活や学習について説明する機会をつくりましょう。

＊ 家庭教育アドバイザー・・・家庭教育や子育ての専門的な知識をもち、鳥取県教育委員会が委嘱した者

施策

子どもと向き合う4つのポイント

たくましく・夢をもって・自立できる子を育てるための4つのポイント

生活習慣を身につけよう

早寝早起きで生活リズムをつくりましょう
毎朝決まった時間に太陽の光を浴びると、次第に自然な目覚めができるようになります。また、朝は明るく、夜は暗くという刺激を規則正しく視覚から与えることは、心の安定につながります。

毎日朝ごはんを食べましょう
朝食は一日のエネルギーの源です。栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。また、楽しい食事は、「家族の絆」を育みます。

生きる力を育てよう

あいさつを交わしましょう
あいさつはコミュニケーションのはじまりです。「おはよう」「いただきます」「ごちそうさま」「おやすみなさい」など、心の通い合う心地よさを伝えましょう。

ルールやマナーの手法を示しましょう
子どもはルールやマナーを身近な大人から学びます。子どもと約束ごとを決め、一緒にルールを守り教えましょう。時には我慢させることも親の大切な役目です。

家庭は心のねっこになる

家族の時間をつくろう

子どもとふれあいましょ
子どもは、家族がそばにいることで安心し、情緒が安定します。子どもと一緒に過ごす時間を大切に、顔と顔を合わせて話を聞きましょう。

親子で遊び・運動・読書を楽しみましょう
遊びに夢中になる姿をそばで見守ったり、親子で運動したり、本を読んだりするなど、一緒に様々な体験をする機会をもちましょう。

メディアとの付き合い方を考えましょう
メディア機器を利用するときは、親子で一緒に見る、一緒に使うようにしましょう。

広い心で受けとめよう

しっかりとほめましょう
子どもは、成長とともに「自分でやりたい」という意欲が高まってきます。やり方を教えながら「自分でできた」という喜びに共感し、子どもが得意なことを増やしていきましょう。

心をこめて向き合いましょ
子どもは失敗を通して成長します。教えたり叱ったりする時こそ、子どもに寄り添い、失敗と挑戦、成功をあたたかく見守りましょう。



問合わせ先：鳥取県教育委員会社会教育課

施策

人権教育プログラム（社会教育編）

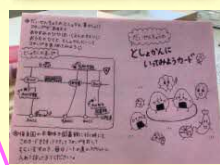
いじめ防止等のための研究実践の成果をまとめた「人権教育プログラム」を作成しています。人権について、保護者が学ぶ研修会等に、本プログラムをご活用ください。ファシリテーターの無料派遣も行っています。



問合わせ先：鳥取県教育委員会人権教育課

読書活動の推進事例

- 絵本と共にカードを持ち帰り、保護者が感想とその月のお気に入りを入り記入する取組
- 「年齢別おすすめ絵本」の紹介



- 「図書館へ行ってみようカード」を利用し、親子で町立図書館に親しむ取組

POINT

読書は、「こころ」と「ことば」を育みます。また、読書の楽しさを共有した大人とは愛着関係が深まるといわれています。読み聞かせ等、親子で本を楽しむことを推奨していきましょう。

施策

ケータイ・インターネット教育推進事業

近年、子どもたちの電子メディアに触れる時間の長時間化、スマートフォン利用の低年齢化が指摘されています。電子メディアが及ぼす乳幼児への影響や関わり方を考える保護者向けの研修を推進しています。

研修会への「ケータイ・インターネット教育推進員」の講師派遣を行っています。

《研修例》・インターネットやゲームと子どもの育ち
・ネットトラブルの対処法
・家庭のルールづくり 等

問合わせ先：NPO法人こども未来ネットワーク

POINT

親子のふれあい遊びを推奨する等、メディアから離れて、親子で触れ合うことの大切さを啓発していきましょう。

- 運動遊び ・絵本の読み聞かせ ・クッキング
- 楽しくおしゃべり ・トランプやボードゲーム 等

施策

子ども読書アドバイザー派遣事業

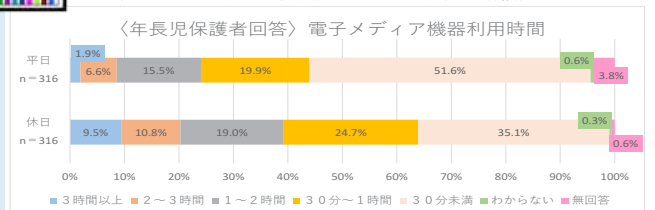
子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験をもつ「子ども読書アドバイザー」の研修会への派遣を行っています。

- 《研修例》
- 読み聞かせの大切さ
 - 子育てと読み聞かせ
 - 読み聞かせのポイント
 - 絵本や児童書の選び方



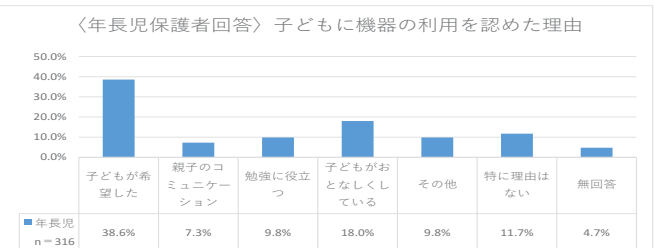
問合わせ先：鳥取県教育委員会社会教育課

(7) 1日の利用時間
〈保護者〉Q12. あなたのお子様は平日(月曜日から金曜日)、それらの機器を1日平均何時間くらい利用しますか。
Q13. あなたのお子様は休日(土曜日・日曜日)、それらの機器を1日平均何時間くらい利用しますか。
(対象：子どもがいずれかの機器を利用していると回答した保護者)



回答：鳥取県内未就学児(年長児)の保護者

〈保護者〉Q11. あなたがお子様に、それらの機器の利用を認めた理由は何ですか。
(対象：子どもがいずれかの機器を利用していると回答した保護者)



調査より、平日のインターネットの利用時間は30分未満との回答が約半数以上ですが、4割以上の幼児が1時間以上利用しています。休日には利用時間が伸びる等、生活の中に電子メディア機器の利用が位置付いています。また、子どもの希望が優先される形でインターネットの利用が広がっていることが分かります。

「インターネットの利用に関するアンケート」

(令和元年 鳥取県教育委員会社会教育課)

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

家庭でのよりよい子育て環境をめざし、家庭や地域と連携して、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

○生活習慣の重要性の理解推進

- ・保育者、保護者等対象の研修会の開催
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」の推進
- ・「みんないく」（※）に関する情報発信
- ・電子メディアの使用に関する情報発信（保護者対象研修会への講師派遣等）

○とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」（生活習慣を身につけよう・生きる力を育てよう・家族の時間をつくろう・広い心で受け止めよう）を中心とした啓発活動

【市町村・設置者】

○親と子の生活習慣の実態を把握し、家庭や地域、小学校区等と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

○生活習慣づくりに関する研修会を実施しましょう。

○生活習慣づくりに関する取組を推進しましょう。

- ・啓発活動
- ・情報発信
- ・キャンペーン
- 等

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

○研修会や情報提供を通して、親と子の生活習慣づくりを進めましょう。

- ・食育
- ・早寝・早起き
- ・朝ごはん
- ・「みんないく」
- ・電子メディア機器の使用
- 等

○家庭や地域、小学校区等と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

【小学校等】

○地域や校区の園と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

* 「みんないく」…「睡眠教育」の略。子どもたちの睡眠への意識向上と生活習慣の改善を図り、心身の健康を増進させる教育のこと（「睡眠教育のすすめ 睡眠改善で子どもの生活、学習が向上する」木田哲生 著から引用）

施策

心とからだいきいきキャンペーン

幼児版

小学生以上版

- 1) しっかり朝食を食べよう
- 2) じっくり本を読もう
- 3) 外で元気に遊ぼう
- 4) たっぴり寝よう
- 5) 長時間テレビを見るのはやめよう
- 6) 服装を整えよう



「いきいきキャンペーンかるた」は、鳥取県教育委員会ホームページからダウンロードできます。



園と家庭、地域が協力し、上の6つの視点に沿った生活習慣確立の取組を進めています。
小学校区等で同時期に啓発の取組を行うなど、連携した実践が行われています。

問合わせ先：鳥取県教育委員会教育総務課



「みんなく」のすすめ

睡眠不足が続くと、病気の発生やリスクを高めたり、イライラする状態が続いたりする等、心身に悪影響を及ぼします。右のグラフの通り、各種調査からも、睡眠と学力、運動能力との関係が示されています。

未就学児の保護者向け用

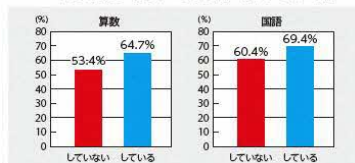
小学生の保護者向け

中高生用



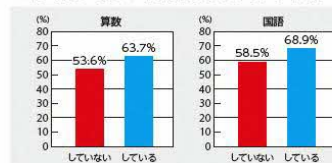
睡眠と学力の関係〈鳥取県小学校6年生の2教科正答率〉

毎日同じくらいの時刻に寝ていますか



令和6年度全国学力・学習状況調査から

毎日同じくらいの時刻に起きていますか



睡眠時間と体力・運動能力の関係〈鳥取県小学校5年生の合計点〉

男子

女子

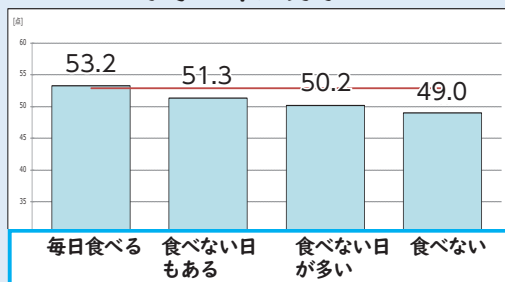


令和6年度鳥取県体力・運動能力調査から

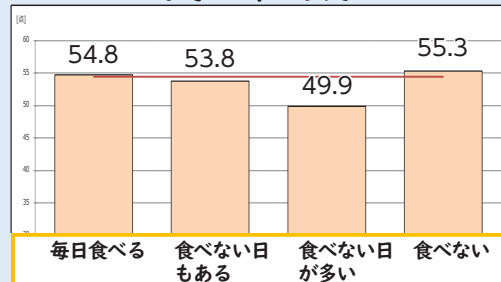


みんなくリーフレット (R7.1 鳥取県教育委員会)

「体力合計点」×「朝食を食べる」のクロス集計 小学5年生男子



小学5年生女子



*横線は教育委員会の単純平均(質問紙項目を加味しない)を表します。
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果より

《「朝食は毎日食べますか」のアンケート回答の年次推移》

【鳥取県】

	朝食は毎日食べますか。			
	毎日食べる	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
令和6年度	82.3%	13.6%	3.1%	1.0%
令和5年度	83.2%	13.4%	2.4%	0.9%
令和4年度	83.0%	13.9%	2.6%	0.6%
令和3年度	82.6%	14.7%	2.1%	0.6%
令和元年度	83.0%	13.7%	2.7%	0.6%
平成30年度	82.9%	13.7%	2.7%	0.7%
平成29年度	85.4%	12.6%	1.9%	0.2%
平成28年度	84.2%	12.7%	2.3%	0.7%
平成27年度	86.2%	11.5%	1.9%	0.4%

【鳥取県】

	朝食は毎日食べますか。			
	毎日食べる	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
令和6年度	81.2%	15.0%	3.0%	0.7%
令和5年度	80.6%	16.8%	2.0%	0.5%
令和4年度	83.1%	13.4%	2.8%	0.8%
令和3年度	83.9%	13.5%	2.3%	0.3%
令和元年度	83.5%	14.3%	1.8%	0.4%
平成30年度	84.8%	13.1%	1.8%	0.3%
平成29年度	84.9%	13.2%	1.4%	0.5%
平成28年度	85.0%	12.9%	1.9%	0.2%
平成27年度	85.8%	11.9%	1.7%	0.5%

POINT

子どもの頃から正しい睡眠習慣や朝食の習慣を身に付けられるよう、基本的な生活習慣について、家庭と共に考え、取組を推進していきましょう。

基本方針（２）子育て・家庭教育支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て・家庭教育支援体制の充実

保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域の連携による子育て支援の推進
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための地域人材の育成
 - ・家庭教育アドバイザー
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテーター
 - ・ペアレントトレーニング（※１）のファシリテーター 等
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための情報収集及び提供
- 子育て・家庭教育支援事業の実施
 - ・家庭教育支援チーム（※２）体制の構築を支援
 - ・こども食堂へのサポート体制構築の支援
 - ・ペアレントメンター（※３）を活用した保護者支援の充実
 - ・とっとり家庭教育推進協力企業の取組推進
- 地域の人材・資源を活用した親・子の居場所や遊び場づくりを行う市町村を支援
- 市町村における「こども家庭センター」（※４）の設置促進
- 児童虐待防止ネットワークの構築と啓発
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者、ひとり親家庭等への環境や支援体制の整備

【市町村・設置者】

- 関係機関と連携した支援体制を整備しましょう。
 - ・こども家庭センターの設置
- 様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。
 - ・家庭教育支援チームの設置
- 家庭教育支援のための地域人材の発掘に取り組みましょう。
- 子育て支援施設の設備を充実しましょう。
- 子育て支援に関する情報収集と提供に努めましょう。
- 公民館やこども食堂を活用した子育て支援に取り組みましょう。
- 児童虐待防止ネットワークを構築し、体制の充実強化を図りましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を提供しましょう。
 - ・一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育 等
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等が安心して過ごすことができる環境整備や支援を実施しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

- 地域関係者による研修会に参加しましょう。
- 幼児の生活・実態等を把握し、保護者に具体的な取組や改善の方法を伝えましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を充実しましょう。
- 地域の人材を活用しましょう。
- 関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と対応に努めましょう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等への個別の支援や園から小学校等へ切れ目のない支援を実施しましょう。

※１ ペアレントトレーニング…子育てに悩んでいる保護者が、子どもを理解するための考え方や関わり方のヒントを学べるプログラム

※２ 家庭教育支援チーム……身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする。また、学校や地域、行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートする。

※３ ペアレントメンター……発達障がいのある子どもを育てている保護者で、養成講座を受けた者

※４ こども家庭センター……市町村における母子保健機能と児童福祉機能の一体化による包括的な支援体制

施策

とっとり家庭教育推進企業



家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに向け、自主的に取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しています。

R6・6月現在
累計1,000社達成



＜協定締結企業の取組（2つ以上を取組）＞

- ① 学校へ行ってみよう
- ② 仕事を語ろう、仕事を見せよう
- ③ 子どもの体験活動を広げよう
- ④ 我が社の子育て支援

問合わせ先：鳥取県教育委員会社会教育課

施策

【市町村による家庭教育支援】

米子市家庭教育支援チームとことこ・タムタム

私たち「米子市家庭教育支援チームとことこ・タムタム」は、米子市の子育て世代（特に、乳幼児）を対象とした事業の開催や子育てに関する情報を収集・交換することによって、米子市の子どもの健やかな育ちを支援することを目的に活動しています。



チーム・活動の体制

- 活動開始年月：2008年
- 活動拠点：鳥取県米子市：人口146,852人（令和3年1月30日現在）
- 活動範囲：市内全域
- チームのメンバー：12人（元保育士、元幼稚園教諭、社会教育委員、子育て・家庭教育支援に係る各行政機関職員、民生児童委員、図書館司書、家庭教育支援活動を行う市民）
- 連携機関等：保育所、幼稚園、公民館、子育て支援センター、児童文化センター、市役所関係各課等

活動の対象

- 未就園児とその保護者

活動場所

- 社会教育施設、福祉施設、公園など

活動の流れ



子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OB、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、子育て講座やチーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりしています。



児童虐待防止法 《第六条第1項関係》

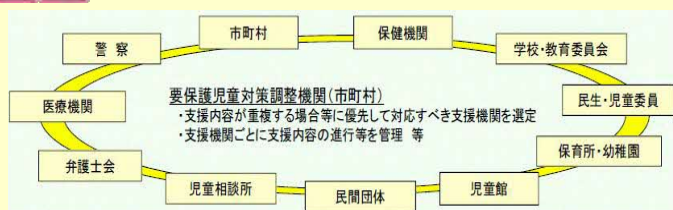
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、**速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。**
※虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも**一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。**
※法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって**刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。**
「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」（令和2年2月 鳥取県教育委員会）

POINT

令和元年6月、親による体罰禁止等が盛り込まれた改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。子育てに悩む親への支援を充実させるとともに、体罰によらない子育てが進められるよう、子育てに関わる一人一人が意識や行動を高めていくことが重要です。



児童虐待への早期対応と連携



「平成16年児童福祉法改正法」により、被害児童等に関する情報交換及び支援内容の協議を行う「**要保護児童対策地域協議会**」の設置が義務付けられました。

POINT

関係機関が情報を共有し、被害児童の早期発見、保護に努めることが求められています。



虐待対応に関する参考資料

- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月 こども家庭庁）
- 「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」（令和2年2月 鳥取県教育委員会）
- 「学校及び保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成31年2月 内閣府 文部科学省 厚生労働省）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月 厚生労働省）

施策

病児・病後児保育

病気等で一時的に集団保育が困難な子どもを、保護者からの利用申請に基づき保育所・医療機関等に付設された専用スペースで保育・看護を行います。（令和6年度末：県内41施設で実施）。また、広域利用の推進により、県内全市町村で病児・病後児保育が利用可能となっています。



問合わせ先：鳥取県子育て王国課

施策

ペアレントメンター相談事業（委託）

ペアレントメンターが、子どもへの関わり方などの相談をはじめ、様々な活動を通して、子育てのお手伝いをしています。



キャラバン公演の一場面

発達障がいについて、疑似体験を通して学んでみませんか。



＜主な活動＞

- ① 個別相談（電話・面談）
- ② 発達障がいに関する情報提供
- ③ サポートブック作りのお手伝い（必要な支援を分かりやすく伝えるためのツールです）
- ④ 学校や地域の人権研修の講師（キャラバン公演）（障がいについて・疑似体験・関わり方等をお伝えします）

問合わせ先：NPO 法人鳥取県自閉症協会内ペアレントメンター事務局

基本方針（２）子育て・家庭教育支援体制の充実

目標② 家庭や地域における子育て・家庭教育支援体制の充実

未就園の子どもがいる家庭や地域における子育てを充実したものにするために、関係機関と連携して子育て支援体制の充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

○幼稚園・認定こども園・保育所等や家庭・地域の連携・協働による子育て・家庭教育支援の推進

○子育て支援事業の実施

- ・「子育て世代包括支援センター」の活動支援
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）への支援
- ・ファミリー・サポート・センターに関する情報の提供

○家庭教育・家庭内保育支援のための地域人材の育成

○家庭教育・家庭内保育のための学習機会や情報の提供

【市町村・設置者】

○未就園の子どもがいる家庭を支援しましょう。

- ・就園や子育てに関する情報提供
- ・子育て相談の実施
- ・こども誰でも通園制度（＊１）

○子育て支援センターの施設を整備し、運営施策の充実に図りましょう。

- ・子育て支援ネットワークづくり
- ・子育て等に関する相談・援助や情報提供を行う人員の配置

○様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。

- ・こども家庭センターの設置
- ・「届ける家庭教育支援」（＊２）の実施

○家庭教育支援のための地域人材の育成・活用に取り組みましょう。

- ・子育て経験者や子育てに関心のある方等の人材育成・活用

○保健師や民生児童委員等と連携協力しましょう。

○子育てサークル等の活動を支援しましょう。

○子育て文化を継承する場や機会を充実しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

○子育て支援センターと協力・連携し、未就園の子どもがいる家庭を支援しましょう。

○心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人と協力しましょう。

- ・カウンセラー、保健師
- ・公民館、老人会、子育てサークル、放課後児童クラブ 等

○保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。

＊１ こども誰でも通園制度・・・すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業

＊２ 届ける家庭教育支援・・・主に、学びや相談の場に出向くことが難しい保護者に対して、不安や悩みを聞いたり情報を提供したりする訪問型の家庭教育支援（保護者が集まる場や企業に出向いて家庭教育に関する講演を行うなどのアウトリーチ型の支援も含む）

子育て世代包括支援センター

各市町村に置かれている妊娠期から子育て期にわたり、総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐワンストップ拠点です。地域のつながりの希薄化、孤立化の解消、妊娠、出産、子育てに関する問題の早期発見、早期支援、虐待の未然防止等を図ります。

《子育て世代包括支援センターの主な業務》

- ① 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

子育て世代包括支援センターによる利用者への支援



問合わせ先：各市町村子育て相談窓口

施 策

ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育てを助け合う組織です。規定の利用料でサービスの利用が受けられます。鳥取県では全19市町村(R6.4月現在)で運営されています。

《援助内容》

- ・保育施設の開始前や終了後の預かり
 - ・保育施設までの送迎
 - ・学童保育終了後や学校の放課後の預かり
 - ・冠婚葬祭や他の子どもの行事の際の預かり
 - ・買い物等外出の際の預かり
- 等
- 問合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター

間合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター



施 策

地域子育て支援センター
(地域子育て支援事業)

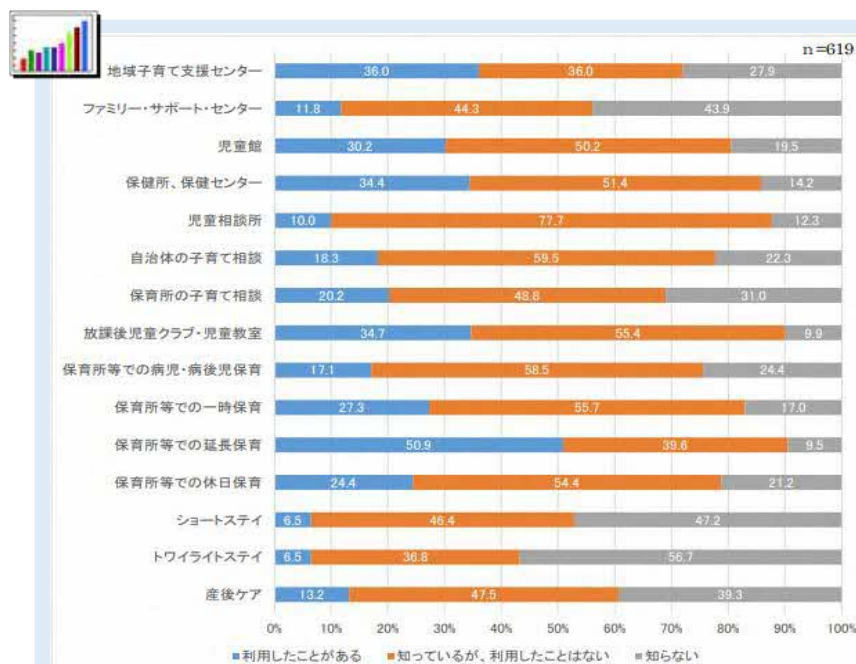
子育て中の親子が気軽に集って交流したり、子育ての悩みや不安を相談したりできる場所です。



《基本事業》

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流促進
(遊びの広場・園児との交流・ママサークル支援等)
- ・子育て等に関する相談・援助(子育て相談会等)
- ・地域の子育て関連情報の提供(パンフレット配布等)
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
(子育て講座・手づくり玩具作成等)

問い合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター



「鳥取県における少子化対策等に関するアンケート」(令和4年 鳥取県子育て王国課)



各市町村による子育て応援
情報や支援の内容、窓口等
が掲載されています。

子育て・親育ち支援の充実

POINT

県・市町村等が行っている子育て支援の周知とともに、地域の子育て経験者や専門家等との連携を通して、未就園の子どもがいる家庭の支援を進めましょう。

基本方針（３）地域における園のセンター的機能の整備

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等が、地域の子育て支援センター的な役割を果たせるようにするとともに、地域の子育て・家庭教育支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
- 福祉・教育・医療・保健などが連携した支援体制の整備
- 子育て・家庭教育支援のための人材の育成
- 子育て・家庭教育支援に関する研修会の実施
- 子育てや支援体制に関する情報の提供

【市町村・設置者】

- 子育て支援ネットワークづくりと子育て等に関する相談・援助や情報提供を行う人員の配置を推進しましょう。
- 園が地域の支援センター的機能を果たせるよう施設を整備し、運営施策の充実を図りましょう。
- 子育てや支援体制に関する情報を提供しましょう。
 - ・こども誰でも通園制度
- 子育て経験者や子育てに関心のある方等の人材活用に努めましょう。
- 福祉機関との連携推進に努めましょう。
 - ・カウンセラーや保健師、民生児童委員との連携
- 次世代育成の視点から、小・中・高等学校等とのふれあい交流や保育体験を進めましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 未就園の子どもがいる家庭を支援しましょう。
 - ・子育て相談の実施
 - ・育児講座（食育・離乳食・親子遊び・「みんなく」等）
 - ・園の施設開放、施設活用
 - ・親子登園
 - ・保護者同士の交流の場の提供
 - ・こども誰でも通園制度
- 子育ての支援者としての資質・能力を高める研修へ参加しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人と協力しましょう。
- 小・中・高等学校等とのふれあい交流や保育体験に協力しましょう。



園におけるセンター的機能とは

乳幼児の家庭や地域での生活がよりよい方向となるように、園には、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育ての支援をしていく役割があります。

各園においては、子育ての相談にのったり、保護者と共に活動を企画したりする等、親子の憩いの場を提供しています。

園に求められる 子育ての支援の役割

- 地域の子どもの成長・発達を促進する場
- 遊びを伝え、広げる場
- 保護者が子育ての喜びを共感する場
- 子育ての本来の在り方を啓発する場
- 子育ての悩みや経験を交流する場
- 地域の子育てネットワークづくりをする場

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

POINT

子育ての支援は在園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象に行うことが大切です。また、心理や保健の専門家、地域の子育ての経験者等と連携・協働しながら取り組む必要があります。



【園全体】

令和3年度 子育ての支援の具体的な内容

矢印は、5%以上の増減（割合：%）

内 容	在園児の 保護者を対象		在園児以外の 保護者を対象	
	R3	H28	R3	H28
園の経営方針や取組についての説明	90.7	93.4	23.9	22.3
保育参観	90.2	91.9		
保育参加	78.0	82.0		
保護者同士の交流を深める活動	73.2	77.7	14.1	17.5
クラス懇談	81.5	84.4		
未就園の子どもやその保護者への園開放			62.4	63.5
子育て相談	↑81.5	74.9	26.3	29.9
親子読書の推進	65.4	61.1	7.3	7.1
生活習慣づくりに関する取組の推進	62.0	60.7	3.9	6.6
地域の方との交流	↑72.2	66.8	↓7.3	13.3
家庭教育に関する保護者研修会（メディアとの接し方）	51.7		0.5	
家庭教育に関する保護者研修会（親子のふれあいを進める取組）	62.9		5.9	
子育て・家庭教育に関する情報提供	67.8		16.6	

POINT

「令和3年度鳥取県幼児教育調査結果」（令和4年3月）

各園においては、地域の実態や保護者の要請に応じたり、他園の取組や先行事例等を参考にしたりしながら、地域の子育て支援センターとして、子育ての支援を行っていきましょう。